

岡山県議会会議規則の一部を改正する規則

岡山県議会会議規則（昭和五十一年岡山県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「六週間」を「八週間」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

標準都道府県議会会議規則の一部改正に鑑み、出産に係る欠席の届出の対象期間について、産前六週間を産前八週間に改める必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。